

2	危機関連枠（国の危機関連保証を活用した制度資金）	令和2年3月～ 令和3年12月
3	危機対策枠及び危機対策特別枠（国の新型コロナウイルス感染症対応資金及び同資金を補完する県独自の制度資金（通称「ゼロゼロ資金」））	令和2年5月～ 令和3年3月
4	ウィズ・アフターコロナ枠（国の伴走支援型特別保証制度）	令和3年8月～ 令和6年6月
5	ウィズ・アフターコロナ枠（県の独自制度で国の保証料負担が無くなったため県の負担が増加している）	令和6年7月～

今年度実施されたウィズ・アフターコロナ枠は、新型コロナウイルス感染症対策枠の元本返済の開始に伴い設けられた借換保証制度に基づく資金であり、事業者には経営行動計画書の作成が義務付けられ、金融機関の伴走支援が求められている。今年度の実施件数は195件となっており、事業者に対する適切な誘導が行われていると判断する。

事業費の実績を見てみると、預託金（貸付金）については、令和5年度から融資実績だけでなく金融機関の意向を反映させたことから、前年度の180億円から121億円と大幅に減少している。これは預託金の支出について、従来の融資実行金額を基準としたものから、金融機関のニーズを把握し考慮したものに変更したことによるもので、資金調達コストが削減され効果的な取り組みと言えるであろう。次に、保証料補助金については融資実績に対応して発生することから前年と同様の水準で止まっている。最後に、利子助成補助金については、令和4年1月から3月に受け付けたコロナ関連資金が対象となっており、繰上返済が計画以上に進んでいることで前年度より減少し、予算との乖離も生じている。なお、当該助成金については3年間の補助期間となっているため、概ね令和6年度で終了する見込みである。

② 「事業指標」の適切性《意見》

指標名：経営安定資金利用件数（件）

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5度
目標	400	400	400	400	400
実績	734	15,737	2,902	625	505
予算	183%	3934%	725%	156%	126%

当該事業における事業指標は資金利用件数として、平成29～30年度の実績をもとに目標値を設定している。令和元年12月に武漢で症例が報告された新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、令和2年3月から新型コロナウイルス感染症対策枠が新設され、令和2年度から全国一斉にゼロゼロ融資が実施されたため、実績が目標値の40倍に達していることから、事業指標はすでに意味を成していないと言ってしまう。令和3年度以降徐々にその利用は減少しているものの、令和2年度に実

行した資金の借り換え需要などが今後も見込まれることから、過去の実績をもとに指標として事業の評価を行うことには限界があり適切なものではないと考える。また利用件数に加え、今後の支出金額の大半を占めると考えられる資金の内訳がウィズ・アフターコロナ枠（県の独自制度による伴走型支援）に移行し、金融機関の積極的な事業計画への関与が求められることから、後述する県単機械類貸与事業が採用している投資効果割合（利用者の満足度）などを採用することも、検討が必要と考える。

③ 金融情報を通じた地域経済の状況把握《意見》

地域経済に対する県の役割

施策の方向性で示されているように、秋田県経済を支えている中小企業・小規模企業の収益性や労働生産性の向上に向けた対応が県には求められている。そのためにも県内の中小企業者の実情を把握することは不可欠であり、特に新型コロナウイルス感染症による中小企業者の経営環境への影響は多大なものと想定されることから、回復に向けた中小企業者の経営状況の把握が、地域の経済状況を把握することにつながると言えるだろう。

県内中小企業情勢の把握状況

しかし、中小企業者の経営状況を県が把握するためには、県が直接的に情報を入手することは現実的ではないと考える。そのための手段として県保証協会の保証のついた中小企業融資制度の活用が考えられるが、県保証協会は融資実行時の情報把握にとどまっており、その後の継続的な事業者の経営状況については把握できていない。一方で中小企業者に融資を実行している金融機関も、県保証協会の保証が付与されていることから信用リスクが低くなっており、財務状態や経営状況について十分に情報を把握しているとは言い難いと考える。

今後の取り組みについて

ウィズ・アフターコロナ枠は、ゼロゼロ資金からの借換えにより経営状況の改善が必ずしも計画通り進んでいない事業者が利用することが想定された資金で、県内の中でも特に経営状況が厳しい中小事業者が活用するものであると考えられる。令和3年度からウィズ・アフターコロナ枠による伴走型支援を受けている事業者の状況について、経済産業省より金融機関に対して対象先のデータの提出が求められており、金融機関から提出された情報を信用保証協会が取りまとめて国に提出している。今後は信用保証協会との連携のもと、当該データを活用するなど秋田県内の中小企業の状況を自ら把握し、県内の中小事業者の経営を支援するための政策に活用すべきではないだろうか。

3. 新事業展開資金貸付事業

(ア) 事業の概要

(単位：千円)

事業名	令和5年度予算	事業概要
新事業展開資金貸付事業	2,267,251 諸 2,237,045 ー 30,206	<p>【事業革新資金】 趣旨 経営革新、新分野進出等、経済構造の変化に前向きに取り組む企業向け資金(設備・運転) 新規枠 200,000 千円 限度 50,000 千円、100,000 千円又は 200,000 千円 利率 年 1.30% 期間 10 年 (うち据置 3 年)</p> <p>【事業革新資金:賃金水準向上枠】 趣旨 事業転換、新分野進出等により、賃金水準の向上に取り組む企業向け資金(設備・運転) 新規枠 400,000 千円 限度 200,000 千円 利率 年 1.30% 期間 10 年 (うち据置 3 年)</p> <p>【創業支援資金】 趣旨 新規開業向け資金(設備・運転) 新規枠 1,500,000 千円 限度 35,000 千円 利率 年 1.30% (創業塾等修了者、A ターン創業者 1.10%) 期間 10 年 (うち据置 3 年)</p> <p>【創業支援資金：女性・若者支援枠】 趣旨 女性・若者の新規開業向け資金(設備・運転) 新規枠 1,500,000 千円 (創業支援資金との合計) 限度 25,000 千円 利率 年 1.10% 期間 10 年 (うち据置 3 年)</p> <p>【事業承継資金】 趣旨 事業承継する中小企業者及び中小企業の代表者または後継希望個人向け資金(設備・運転) 新規枠 2,000,000 千円 限度 100,000 千円(知事認定を受けた者は 200,000 千円) 利率 年 1.30% (事業引継ぎ支援センター等の支援案件や、後継者育成塾等修了者は、1.10%) 期間 10 年 (うち据置 3 年)</p>

(単位：千円)

事業名	令和5年度予算	事業概要
		<p>【事業承継資金：特別保証対応枠】 趣旨 国の全国統一保証である事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証の対象となる企業向け資金(個人保証が付されている旧債返済等) 新規枠 2,000,000千円(事業承継資金との合計) 限度 200,000千円 (知事認定を受けた者は別枠200,000千円) 利率 年1.30% (経営者保証Cの確認があるものは1.10%) 期間 10年(うち据置1年)</p> <p>【再生可能エネルギー産業参入支援資金】 趣旨 再生可能エネルギー発電設備を設置又は関連事業に参入する企業向け資金(設備・運転)(調査等含む) 新規枠 1,200,000千円 限度 280,000千円 利率 年1.30% 期間 15年(うち据置3年)</p> <p>【再生可能エネルギー設備資金】 趣旨 再生可能エネルギーによる発電事業に取り組む者向け資金(設備) 新規枠 200,000千円 限度 200,000千円 利率 年1.30% 期間 15年(うち据置3年)</p>

(イ) 事業費の推移

(単位：千円)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸付金	予算	2,592,000	2,834,000	2,237,000
	実績	2,479,000	2,497,000	1,334,000
保証料補助金	予算	16,536	39,666	30,251
	実績	10,820	12,983	17,864
損失補償	予算	0	0	0
	実績	0	93	5,044
合計	予算	2,608,536	2,873,666	2,267,251
	実績	2,489,820	2,510,076	1,356,908

(ウ) 監査手続

- 事業概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、産業政策課への質問・関連資料の閲覧により、当該「実施内容」、「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 当該事業において、事業が適切に運用されているか、予算の執行率を確かめることにより検討した。

(エ) 監査結果

新事業展開資金は、秋田県の定める中小企業制度融資で、「秋田県信用保証協会」の保証を受けることで、新たな事業分野への挑戦、新規の開業・独立・分社化、事業承継、再生可能エネルギー発電事業への参入などのために事業資金を必要とする事業者が活用するための融資制度である。保証料の一部を県が補助することで利用者の負担を軽減し、資金の一部を県が預託することで、利用者の負担を軽減し有利な資金調達を実現させている。

① 「実施内容」の適切性

令和5年度における新事業展開資金の融資実績は161件で2,205百万円となっており、前年度実績1,146百万円からほぼ倍増となっており、中小企業における新たな事業分野への挑戦が進んでいることが推測される。その内訳は、事業承継資金（含む特別保証対応枠）が33件で1,246百万円、創業支援資金が115件で662百万円、事業革新資金が11件で191百万円、再生エネルギー導入支援資金が2件で104億円となっている。

当該事業における貸付金（預託金）の支出金額は、前述の金融機関に対する受入れ意向アンケートの結果を反映させ、預託金を必要としないとした金融機関があったため、前年度の2,497百万円から1,334百万円と大きく減少している。

一方で保証料補助金の支出額は、融資実績が増加したことなどにより前年度の12百万円から大きく増加している。しかしながら、予算との対比においては30百万円に対して実績は17百万円となっているが、これは当該事業が中小企業の新規事業という前向きな資金の性格を有しているため、新規実行枠が不足することのないよう保守的に予算を見積もっているためこのような状況となっている。

② 「事業指標」の適切性《意見》

指標名：新事業展開資金利用件数（件）

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5度
目標	120	120	120	120	120
実績	109	89	110	119	161
予算	91%	74%	91%	99%	134%

当該資金は、資金の利用件数を事業指標として、平成29～30年度の実績をもとに目標値を設定している。令和2年度は大きく目標を下回っているものの、その他の年度では目標に対して実績は同等レベルで推移している。その理由として、経営状況の厳しい事業者に対する支援としての性格を持つ資金に対して、当該資金は前向きな資金としての性格を有しており、コロナによる影響を大きく受けることなく、必要な事業者に対して適切に資金の提供が行われていたものと思われる。その意味からも毎年安定して新規事業に取り組む事業者を支援する資金の件数を指標としていることは適切なものと判断する。

しかしながら、令和5年度については実績件数が161件と伸びており、新型コロナウイルス感染症終息後の地域経済の状況を鑑み、今後の目標の見直しを検討する必要があるのではないかと考える。また、融資の新規枠は一件あたりの融資金額×融資件数で見積もるべきであり、現状では融資の新規枠から推定する融資件数と、事業指標における利用件数には関連性が認めにくい状況にある。今後は両者の整合性も考慮して決定することが望ましいと考える。

4. 中小企業振興資金貸付事業

(ア) 事業の概要

(単位：千円)

事業名	令和5年度予算	事業概要
中小企業振興資金貸付事業	5,113,681 (諸 5,086,101) (一 27,580)	<p>【一般資金】 趣旨 中小企業向け一般資金（設備・運転） 新規枠 9,300,000 千円 限度 100,000 千円（同一制度の借換可能） 利率 年 1.95%（変動金利型 1.70%） 期間 設備資金 10～15 年（うち据置 2 年） 運転資金 7～10 年（うち据置 1 年）</p> <p>【一般資金：SDGs 推進枠】 趣旨 SDGs や働き方改革等に資する国または県の認定を受けた企業向け一般資金（設備・運転） 新規枠 9,300,000 千円（一般資金との合計） 限度 100,000 千円 （一般資金との合計。同一制度の借換可能） 利率 年 1.75%（変動金利型 1.50%） 期間 設備資金 10～15 年（うち据置 2 年） 運転資金 7～10 年（うち据置 1 年）</p> <p>【小規模事業振興資金】 趣旨 小規模事業者向け一般資金（設備・運転） 新規枠 200,000 千円 限度 20,000 千円（同一制度の借換可能） 利率 年 1.95%（小口支援枠は 1.75%） 期間 設備資金 10 年（うち据置 2 年） 運転資金 7 年（うち据置 1 年）</p> <p>【中小企業災害復旧資金】 趣旨 災害による罹災者の復旧資金（設備・運転） 新規枠 400,000 千円 限度 30,000 千円（同一制度の借換可能） 利率 年 1.35% 期間 10 年（うち据置 1 年）</p> <p>【流動資産担保資金】 趣旨 棚卸資産、売掛債権を担保とする資金（設備・運転） 新規枠 400,000 千円 限度 100,000 千円 利率 年 1.60% 期間 1 年</p>

(イ) 事業費の推移

(単位：千円)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸付金	予算	12,078,000	8,548,000	5,086,000
	実績	10,481,000	7,081,000	4,121,000
保証料補助金	予算	75,718	37,471	27,681
	実績	16,138	11,401	11,944
合計	予算	12,153,718	8,585,471	5,113,681
	実績	10,497,138	7,092,401	4,132,944

(ウ) 監査手続

- 事業概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、産業政策課への質問・関連資料の閲覧により、当該「実施内容」、「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 当該事業において、事業が適切に運用されているか、予算の執行率を確かめることにより検討した。

(エ) 監査結果

中小企業振興資金は、秋田県の定める中小企業制度融資で、「秋田県信用保証協会」の保証を受けることで、一般的な事業資金のほか、災害被害の復旧に必要な資金に係る融資制度である。保証料の一部を県が補助することで利用者の負担を軽減し、資金の一部を県が預託することで低利率なものとしている。

① 「実施内容」の適切性

令和5年度における中小企業振興資金の融資実績は481件で7,572百万円となっており、前年度実績の310件 5,340百万円から大きく増加している。その内訳は、一般資金が372件で6,495百万円、中小企業災害復旧資金が62件で687百万円、流動資産担保資金21件で304百万円となっている。昨年度と対比すると、一般資金が95件増加で15億円増加しているのに加え、令和5年度に発生した大雨による災害復旧資金が62件で584百万円支出されており、これが主な増加要因と考えられる。

当該事業における貸付金（預託金）の支出金額は、前述の金融機関に対する受入れ意向アンケートの結果を反映させ、預託金を必要としないとした金融機関があったため、前年度の7,081百万円から4,121百万円と大きく減少している。

一方で保証料補助金の支出額は、当年度の新規融資実績は増加したが、融資残高は15億円程度と同水準で推移していることから、前年度の11百万とほぼ同水準となっている。しかしながら、予算と対比は28百万円に対して12百万円となっているが、これは当該事業が中小企業のニーズに応えるため、新規実行枠を保守的に見積

もっているためこのような状況となっている。

② 「事業指標」の適切性【指摘】

指標名：中小企業振興資金利用件数（件）

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5度
目標	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実績	784	299	246	310	481
予算	78%	30%	24%	31%	48%

当該資金は、資金の利用件数を事業指標として、平成29～30年度の実績をもとに目標値を設定している。事業指標の実績を見ると、コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度から目標に大きく未達の状況が続いており、令和5年度は大雨による災害復旧資金62件が実行されたこともあり回復傾向にはあるものの、未達の状況は変わらない。その理由として、通常であれば当該資金による融資を受けるとされる事業者であっても、新型コロナウイルス感染症による売上が減少していれば、事業者にとって条件の良い経営安定資金（新型コロナウイルス感染症対策枠）による融資が選択されたためと考えられる。

このような経営安定資金の内容が社会環境に合わせて見直され、中小事業者を救済するための資金が新設されており、当該資金からの移行が継続することを考慮すると、事業の適切性を判断するにあたっては、当該資金の単独での評価は必ずしも適切ではないかもしれない。中小企業振興資金の利用対象者と経営安定資金の利用者の線引きが必ずしも明確に出来ない状況にあるのであれば、当該事業を単独で目標を設定するのではなく、経営安定資金と合わせて地域の中小事業者に対して適切な資金が供給されているかどうかという視点で、事業評価の目標を設定すべきではないだろうか。

5. 県単機械類貸与事業

(ア) 事業の概要

(単位：千円)

事業名	令和5年度予算	事業概要
県単機械類貸与事業	1,118,452 諸 1,114,652 ー 3,800	<p>中小企業者に対して、その創業及び経営基盤の強化を図るために必要な設備を、割賦又はリースにより貸与する。</p> <p>1. 割賦 貸与限度額 1,000千円～100,000千円 割賦損料率 年 1.0%～3.0% (※) 償還期間 (貸与額 60,000千円以下の場合) 7年以内 (半年据置、元金均等半年賦) (貸与額 60,000千円超の場合) 10年以内 (1年据置「可」、元金均等半年賦) ※小規模企業者、創業者の場合は年 0.9～2.9%</p> <p>2. リース 貸与限度額 1,000千円～100,000千円 月額リース料率 3.015～1.318% (※) (償還期間に応じた5段階設定) 償還期間 3年、4年、5年、6年、7年 (月賦) ※小規模企業者、創業者の場合は 3.009～1.315% [特別利率] 中小企業等経営強化法等の承認等を受けた計画に基づいて設備を導入する企業、中核企業候補の認定を受けた企業等に対しては、次の特別利率を適用する。 割賦損料率 年 0.9～2.9% (※) ※小規模企業者、創業者の場合は年 0.8～2.8% 月額リース料率 3.009～1.315% (※) ※小規模企業者、創業者の場合は 3.004～1.310%</p>

(イ) 事業費の推移

(単位：千円)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸付金 (対あきた企業活性化センター)	予算	1,057,740	1,086,266	1,114,652
	実績	740,310	780,816	891,842
円滑化補助金	予算	12,589	3,800	3,800
	実績	6,620	1,744	2,383
合計	予算	1,070,329	1,090,066	1,118,452
	実績	746,930	782,560	894,225

(ウ) 監査手続

- 事業概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、産業政策課への質問・関連資料の閲覧により、当該「実施内容」「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 当該事業において、事業が適切に運用されているか、予算の執行率を確かめることにより検討した。

(エ) 監査結果

県単機械類貸与事業は、秋田県の定める中小企業に対する設備貸与制度で、「公益財団法人あきた企業活性化センター」が設備販売事業者から設備を購入し、中小企業に対して割賦販売又はリースを行う公的制度であり、その目的は中小企業者の設備導入に対する支援とされている。設備貸与における貸与料率の設定は、申請企業者の財務内容に加え、設備投資効果や事業計画等を重視した貸与審査が行われ、総合的に判断し決定されている。県はこの事業の実施主体である活性化センターに対して、貸付事業と同様に資金の一部を預託金（貸付金）として負担し、回収の滞ったことによる活性化センターの損失を補填するために円滑化補助金を拠出している。

① 「実施内容」の適切性

当該事業は、「小規模企業者等設備導入資金助成法」に基づく国の補助事業が廃止されたことに伴い、県の単独事業として実施されている設備貸与制度である。他県の実施状況を確認すると、申請件数の減少により事業規模が縮小しており、新規の申請が1件もなかった年を境に、予算がつかず事業廃止や休止となっている事例もある。そのような中、県では毎年設備貸与が行われており、令和元年度からの実績は、実施件数で5件、6件、9件、19件、16件、実施金額も下記の表のように推移している。コロナ禍で伸びない時期はあったもののその後は順調に利用が進んでいることや、当該事業が設備購入という資産が担保されるため確実に事業利用されること、更には活性化センターの中小企業診断士等の専門職が設備投資計画について関与し指導機能が備わっていることから、中小企業者を支援するための有用な事業と考えられることから、実施件数を積極的に伸ばすための取り組みが必要ではないかと考える。なお、活性化センターに確認したところ、令和6年度から貸与先に対する定期訪問を実施する予定となっており、より事業者に寄り添った支援が可能な体制が整備されることとなっている。

設備貸与事業利用実績（件、千円）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	5	6	9	19	16
金額	23,820	82,520	207,340	178,130	239,540

② 「事業指標」の適切性【指摘】

指標名：投資効果割合（％）

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5度
目標	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実績	99.0	89.5	94.9	92.0	98.0
達成率	99.0	89.5	94.9	92.0	98.0

事業指標としている「投資効果割合」は、貸与設備利用状況調査票に投資効果ありと記入した企業数／回答企業数により算出されたものである。調査対象は、調査日現在で債務の残っている企業（未収先、再リース先、設置後1年未満を除く。）としており、令和4年度45社、5年度は40社が対象となっている。また、回答率は両年度とも100％となっている。アンケートの趣旨は投資効果を利用者が感じることであり、その結果を見ると概ね投資効果があったとの回答を得ていることがわかる。しかしながら、事業の目的が中小企業者の設備導入を支援することであり、中小企業を通じた地域産業の活性化にあることを考慮すると、一定の実施規模の確保が必要であり現行の事業指標だけでは不十分ではないだろうか。前述のように活性化センターでのサポート体制も充実していることから、貸出後の業績の進捗状況や、貸付事業と同様の利用件数を指標として追加することは不可欠なものと考えらる。

6. ものづくり革新総合支援事業

(ア) 事業の概要

(単位：千円)

事業名	令和5年度予算	事業概要
ものづくり革新総合支援事業	75,427 [一 75,427]	<p>新規性・革新性の高い取組や積極的な生産性改善の取組により、競争力の強化を図ろうとする意欲的な事業者に対し、事業に要する経費を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 県内中小企業者（製造業） ・交付要件 次の目標を設定した、3年以上5年以下の事業計画を策定すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 付加価値額の伸び率が年率平均3.0%以上 ② 給与支給総額の伸び率が年率平均1.5%以上 ・補助対象経費 新商品の開発・生産、新たな販路の開拓、新たな生産方法の導入、改善指導等に基づく生産性の改善、新分野進出に要する費用 ・補助率 1/3 ・補助上限額 3,000千円 ※経営革新計画承認加算：最大5,000千円加算 ※スマートファクトリー加算：最大2,000千円加算 ・補助期間 交付決定の日から12か月

(イ) 事業費の推移

(単位：千円)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. ものづくり革新総合支援事業	予算a(当初)	0	78,127	75,427
	予算a'(2月補正後)	0	42,243	55,409
	実績b	0	40,105	52,665
	b/a		51%	70%
	b/a'		95%	95%
2. ものづくり革新総合支援事業（省エネ設備更新型）	予算a(当初)	0	0	0
	予算a'(2月補正後)	0	0	304,733
	実績b	0	0	304,439
	b/a			
	b/a'			100%
合計	予算a(当初)	0	78,127	75,427
	予算a'(2月補正後)	0	42,243	360,142
	実績b	0	40,105	357,104
	b/a		51%	473%
	b/a'		95%	99%

(ウ) 監査手続

- 事業概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、地域産業振興課への質問・関連資料の閲覧により、当該「実施内容」、「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 当該事業において、事業が適切に運用されているか、予算の執行率を確かめることにより検討した。
- 補助金を支給した事業について、補助金支給後のフォロー期間、フォロー方法が適切か検討した。

(エ) 監査結果

① 「実施内容」の適切性

当該事業の事業目的は、「事業概要」に記載のとおり、「新規性・革新性の高い取組や積極的な生産性改善の取組により、競争力の強化を図ろうとする意欲的な事業者に対し、事業に要する経費を助成する。」こととしている。

この事業の実施内容として、以下の事業を実施しており、事業目的と整合性があると考えられる。

事業目的	事業内容
新規性・革新性の高い取組や積極的な生産性改善の取組により、競争力の強化を図ろうとする意欲的な事業者に対し、事業に要する経費を助成	ものづくり革新総合支援事業

② 「事業指標」の適切性【指摘】

「新秋田元気創造プラン」において、この事業の効果を測定する「事業指標」として、「経営革新計画の承認件数」を選定している。当該事業は、新規性・革新性の高い取組や積極的な生産性改善の取組により、競争力の強化を図ろうとする意欲的な事業者を対象としており、経営革新計画の承認を受けている事業者に対して補助の加算をしており、経営革新計画承認件数を事業指標としていることは合理性があると考えられる。

【成果指標】

指標名	経営革新計画の承認件数（件）（年度）											
出典	県調べ 地域産業振興課調べ											
把握時期	翌年度4月											
設定理由	「経営革新計画」の定義である「新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図ること」が、県内企業の競争力強化につながることから、経営革新計画の承認件数を指標とする。											
把握方法	事業者から県に経営革新計画の提出があった場合に開催される審査委員会において承認を受けた計画の件数											
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標a									20	21	22	23
実績b	9	14	31	18	20	3	22	12	10	12		
b / a									50.0%	57.1%		

また、「事業評価調書」において、事業の業績を評価する指標として「【指標Ⅰ】経営革新計画承認加算件数率」及び「【指標Ⅱ】給与支給総額向上目標達成率」を設けている。前述の通り、当該事業は、新規性・革新性の高い取組や積極的な生産性改善の取組により、競争力の強化を図ろうとする意欲的な事業者を対象としており、経営革新計画の承認を受けている事業者に対して補助の加算をしており、経営革新計画承認加算件数率を事業指標としていることは合理性があると考えられる。また、交付要件として、事業計画に一定の付加価値額の伸び率や給与支給総額の伸び率を設けることを求めており、給与支給総額向上目標達成率を事業指標としていることは合理性があると考えられる。

【指標Ⅰ】

指標名	経営革新計画承認加算件数率（％）【業績指標】										
指標式	経営革新計画承認加算累計件数 ÷ 補助事業採択累計件数 × 100（％）										
出典	地域産業振興課調べ										
把握時期	当該年度3月										
年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
目標a							40.0	40.0	40.0	40.0	
実績b							22.2	22.6			
b / a							55.5%	56.5%			

【指標Ⅱ】

指標名	給与支給総額向上目標達成率（％）【成果指標】									
指標式	給与支給総額目標達成事業者累計数÷事業計画期間が終了した事業累計件数×100（％）									
出典	地域産業振興課調べ									
把握時期	翌々年度3月									
年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標a							0.0	0.0	30.0	30.0
実績b							—	—		
b/a										

しかしながら、「経営革新計画の承認件数」及び経営革新計画の承認を受けている県内企業に対し補助金の額を加算する「【指標Ⅰ】経営革新計画承認加算件数率」について、目標に対する実績の達成率が令和4年度、令和5年度とも50～60%の水準に留まっている。

この点につき地域産業振興課の担当者に確認したところ、以下の回答を得た。

「経営革新計画の承認件数」が少ないのは、コロナ禍で県内企業における新たな取り組みが減少したことによるものと考えている。その後、令和5年にコロナ感染症が5類に移行したことで、一部業種において回復傾向が見られたものの、エネルギー・原材料価格の高騰や人材確保の課題もあって、先行きの不透明感が続いたことから、計画の承認を受けて新たな取り組みに向かうマインドが低調であったことによるものと考えている。

承認件数を増やすため、商工団体や金融機関などとも連携し、県内企業に対して計画を策定する意義や計画承認により受けられる様々な支援策を説明し、経営革新計画の策定を促進していきたいと考えているとのことであった。

「経営革新計画承認加算件数」が伸びない要因は、前述のとおり経営革新計画の承認件数が少なかったことや、加算要件のない物価・エネルギー高騰対策の補助事業が同時期に実施されたこともあって、申請数が少なかったのではないかとのことであった。

③ 補助事業のフォローアップ状況について《意見》

「ものづくり革新総合支援事業（通常型）」及び「ものづくり革新総合支援事業（省エネ型）」について、実施要領第13条（補助金の返還等）等に、「（1）この要領の規定に違反したとき。（2）補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。（3）交付決定の内容に違反したとき。（4）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。（5）災害、倒産その他、知事がやむを得ないと認められる場合を除き、交付決定日以後に事業計画に係る事業を中止又は廃止したとき。」は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができることに

なっているが、これらのことを確認するのは、補助事業の実施中はメール等で確認を行っており、補助事業終了後は事業者から提出される事業実施報告やフォローアップを目的とした企業訪問等で確認を行っている。

そして、実施要領第15条（財産の管理）等で、補助金等交付要綱第13第1項により処分が制限される期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間（制限期間が10年を超える対象については、10年を限度））内に、取得財産等に移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を行う必要が生じたときは、届出が必要となっているが、毎年現物確認をしているわけではないので、勝手に処分されてもわからない状況となっている。当該事業の場合、補助限度額が「ものづくり革新総合支援事業（通常型）」は最大8,000千円、「ものづくり革新総合支援事業（省エネ型）」は10,000千円と多額となっているため、耐用年数期間途中で処分売却することで多額な利益を得る可能性も考えられる。

そのため、耐用年数期間中は、定期的に現物確認する必要があると考える。

この点につき地域産業振興課の担当者に確認したところ、以下の回答であった。

設備の現物確認は、フォローアップを目的とした企業訪問時に行うほか、他の用務で当該企業を訪問した場合にも可能な限り確認している。フォローアップは、補助事業で作成した経営計画の期間（3～5年）のうちに1～2回程度実施している。それ以外は、実施後5年間提出される事業実施状況等報告において、目標達成が困難となった状況や事業実施で生じる課題などを記入することになっており、その記載状況等から設備の現況を推測している。実施状況報告において、実施状況に大きな変化が見られた場合などは、適宜フォローアップ訪問を行っている。

令和6年度は、他の用務も兼ねての訪問も含め、9月時点で4社訪問し、その際に購入設備の現物も確認しているとのことである。

事業実施状況の報告期間（5年）より長い耐用年数の設備等については、補助事業者は補助金等交付要綱を遵守しなければならず財産処分の際は事前に知事の承認を受けることとしていること、毎年全ての現物確認を行うことは数量的に困難であること、また、国の補助金適正化法における補助金の交付決定取消権や返還請求権の消滅時効は5年と解されていることもあり、報告期間（5年）経過後は、計画的な訪問等による現物確認は行っていないとのことである。

ものづくり革新総合支援事業（通常型）

（単位：千円）

年度	番号	事業者名	類型	採択額	交付決定額			交付実績計	限度額	備考
					R4	R5	R6			
4	1	A社	新たな生産方式の導入	5,000	5,000	0		5,000	5,000	・スマートファクトリー加算
4	2	B社	新商品の開発・生産、販路開拓	3,000	2,667	333		3,000	3,000	
4	3	C社	改善指導等に基づく生産性の改善	2,701	0	2,701		2,701	3,000	
4	4	D社	改善指導等に基づく生産性の改善	1,655	1,599	0		1,599	3,000	
4	5	E社	改善指導等に基づく生産性の改善	855	855	0		855	3,000	
4	6	F社	新商品の開発・生産、販路開拓	4,932	2,723	2,209		4,932	5,000	・スマートファクトリー加算
4	7	G社	改善指導等に基づく生産性の改善	568	568	0		568	3,000	
4	8	H社	新たな生産方式の導入	5,000	5,000	0		5,000	8,000	・経営革新計画承認加算
4	9	I社	新たな生産方式の導入	8,000	8,000	0		8,000	8,000	・経営革新計画承認加算
4	10	J社	新商品の開発・生産、販路開拓	8,000	8,000	0		8,000	8,000	・経営革新計画承認加算
4	11	K社	新商品の開発・生産、販路開拓	2,765	2,757	0		2,757	3,000	
4	12	L社	新たな生産方式の導入	1,530	1,530	0		1,530	3,000	
4	13	M社	新商品の開発・生産、販路開拓	4,806	0	4,806		4,806	8,000	・経営革新計画承認加算
4	14	N社	新たな生産方式の導入	923	807	116		923	3,000	
4	15	O社	新商品の開発・生産、販路開拓	500	500	0		500	3,000	
4	16	P社	新たな生産方式の導入	2,700	0	2,700		2,700	3,000	
4	17	Q社	新たな生産方式の導入	3,000	0	3,000		3,000	3,000	
4	18	R社	新たな生産方式の導入	2,307				0	3,000	補助期間内に設備導入が間に合わず、事業廃止
5	8	S社	新商品の開発・生産、販路開拓	3,000		3,000	0		3,000	
5	9	T社	改善指導等に基づく生産性の改善	2,652		2,652	0		3,000	
5	10	U社	新たな生産方式の導入	2,214		2,214	0	2,214	3,000	
5	11	V社	新商品の開発・生産、販路開拓	3,630		3,630	0	3,630	5,000	・スマートファクトリー加算
5	12	W社	新たな生産方式の導入	2,147		2,147	0		3,000	
5	13	X社	新商品の開発・生産、販路開拓	8,000		0	8,000		8,000	・経営革新計画承認加算
5	14	Y社	新商品の開発・生産、販路開拓	3,000		3,000	0		3,000	
5	15	Z社	改善指導等に基づく生産性の改善	966				0	3,000	・取引先の減産により導入設備が不要となり、事業廃止
5	16	AA社	新たな生産方式の導入	824		824	0		3,000	
5	17	AB社	新商品の開発・生産、販路開拓	8,000		8,000	0	8,000	8,000	・経営革新計画承認加算
5	18	AC社	新たな生産方式の導入	8,000		8,000	0		8,000	・経営革新計画承認加算
5	19	AD社	新たな生産方式の導入	2,950		2,950	0		3,000	
5	20	AE社	新たな生産方式の導入	3,000		3,000	0		3,000	
合計				106,625	40,006	55,282	8,000	69,715		・計画承認等加算 7件 ・スマートファクトリー加算 3件
				R4	58,242	40,006	15,865	0	55,871	・計画承認等加算 4件 ・スマートファクトリー加算 2件
				R5	48,383	0	39,417	8,000	13,844	・計画承認等加算 3件 ・スマートファクトリー加算 1件

ものづくり革新総合支援事業（省エネ型）

（単位：千円）

番号	申請者	更新等設備	補助金申請額	交付決定額	上限額
1	A社	ボイラー、芯地接着機	4,990	4,990	10,000
2	B社	ミシン	6,168	6,168	10,000
3	C社	キュービクル	10,000	10,000	10,000
4	D社	キュービクル	10,000	10,000	10,000
5	E社	コンプレッサー、デマンド監視装置	3,546	3,513	10,000
6	F社	電動射出成形機	5,530	5,530	10,000
7	G社	縮絨機、ボイラー	6,018	6,018	10,000
8	H社	キュービクル	3,627	3,627	10,000
9	I社	定温接着プレス機2台	9,866	9,866	10,000
10	J社	キュービクル	2,730	2,730	10,000
11	K社	前立三ツ折縫い自動機	2,746	2,746	10,000
12	L社	電気式高性能射出成形機	7,826	7,826	10,000
13	M社	ワイヤ放電加工機	10,000	10,000	10,000
14	N社	LED照明	5,760	5,760	10,000
15	O社	裁断機	9,986	9,986	10,000
16	P社	ミーリングセンタ	10,000	10,000	10,000
17	Q社	集塵機	8,000	8,000	10,000
18	R社	キュービクル・印刷機×2、断裁機	10,000	10,000	10,000
19	S社	スライサー、真空包装機、ブロアー	6,688	6,688	10,000
20	T社	エアコン（加工環境管理用）	7,866	7,866	10,000
21	U社	コンプレッサ、LED	2,927	2,927	10,000
22	V社	キュービクル	7,463	7,316	10,000
23	W社	キュービクル	4,216	4,216	10,000
24	X社	キュービクル	4,460	4,460	10,000
25	Y社	NCマシニングセンタ	10,000	10,000	10,000
26	Z社	キュービクル	10,000	10,000	10,000
27	AA社	ボイラー	4,000	4,000	10,000
28	AB社	垂直多関節ロボット、コンプレッサー、冷却チラー	8,836	8,836	10,000
29	AC社	精密平面研削盤	8,800	8,800	10,000
30	AD社	エアコン、ガス式乾燥機、エアシューター、冷却器、デマンド監視装置	5,603	5,522	10,000

31	AE社	インバーターオイルコン	2,413	2,413	10,000
32	AF社	デジタル印刷機	5,534	5,534	10,000
33	AG社	ボイラー	3,133	3,133	10,000
34	AH社	溶接ロボット	10,000	10,000	10,000
35	AI社	ボイラー	10,000	10,000	10,000
36	AJ社	キュービクル	3,451	3,347	10,000
37	AK社	ボイラー、コンプレッサー	9,599	7,957	10,000
38	AL社	電子部品組立機	10,000	10,000	10,000
39	AM社	LED、空調設備	7,638	7,638	10,000
40	AN社	簡易リンサー、温度コントローラー	2,080	2,014	10,000
41	AO社	油圧断裁機	3,533	3,533	10,000
42	AP社	シュリンクトンネルヒーター、コンプレッ サ、廃水処理用ルーツブロア	10,000	10,000	10,000
43	AQ社	ショットブラストマシン	3,723	3,723	10,000
44	AR社	精密平面研削盤	7,686	7,686	10,000
45	AS社	フライングオプティクスレーザー加工機	10,000	10,000	10,000
合計			306,442	304,369	

7. リーディングカンパニー創出応援事業

(ア) 事業の概要

(単位：千円)

事業名	令和5年度予算	事業概要
リーディングカンパニー創出応援事業	<p style="text-align: right;">94,947</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <p style="margin: 0;">入 4,929</p> <p style="margin: 0;">諸 18</p> <p style="margin: 0;">一 90,000</p> </div>	<p>生産性向上による賃金水準の向上や企業価値の向上に資する取組を支援し、地域経済を牽引するリーディングカンパニーを創出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 伴走型リーディングカンパニー育成支援事業 4,947 リーディングカンパニーを目指す企業に対して、事業計画策定から生産性向上の取組まで一貫した伴走支援を実施する。 2. リーディングカンパニー創出支援事業 90,000 生産性の向上や企業価値の向上に資する取組に要する経費を助成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 賃金水準や企業価値の向上等を目指す企業（製造業） ・交付要件 5年間で次の基準を達成する事業計画であること <ol style="list-style-type: none"> ① 労働生産性の伸び率が年率平均 3.0%以上 ② 給与支給総額及び初任給の伸び率が年率平均 2.0%以上等 ・対象経費 新商品開発経費、販路拡大に要する経費、生産性向上に要する経費、企業ブランド向上に要する経費（女性活躍推進に要する経費も対象）等 ・補助率 1/2 ・限度額 15,000千円/年 ・補助期間 最長3年間

(イ) 事業費の推移

(単位：千円)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1.伴走型リーディングカンパニー育成支援事業	予算a(当初)	0	5,340	4,947
	予算a'(2月補正後)	0	4,950	4,562
	実績b	0	2,948	4,232
	b/a		55%	86%
	b/a'		60%	93%
2.リーディングカンパニー創出支援事業	予算a(当初)	0	45,000	90,000
	予算a'(2月補正後)	0	45,000	77,700
	実績b	0	37,794	49,524
	b/a		84%	55%
	b/a'		84%	64%
合計	予算a(当初)	0	50,340	94,947
	予算a'(2月補正後)	0	49,950	82,262
	実績b	0	40,742	53,756
	b/a		81%	57%
	b/a'		82%	65%

(ウ) 監査手続

- 事業概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、地域産業振興課への質問・関連資料の閲覧により、当該「実施内容」、「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 当該事業において、事業が適切に運用されているか、予算の執行率を確かめることにより検討した。
- 補助金を支給した事業について、補助金支給後のフォロー期間、フォロー方法が適切か検討した。

(エ) 監査結果

① 「実施内容」の適切性

当該事業の事業目的は、「事業概要」に記載のとおり、「生産性向上による賃金水準の向上や企業価値の向上に資する取組を支援し、地域経済を牽引するリーディングカンパニーを創出する。」こととしている。

この事業の実施内容として、以下の事業を実施しており、事業目的と整合性があると考えられる。

事業目的	事業内容
生産性向上による賃金水準の向上や企業価値の向上に資する取組を支援し、地域経済を牽引するリーディングカンパニーを創出	1. 伴走型リーディングカンパニー育成支援事業 2. リーディングカンパニー創出支援事業

② 「事業指標」の適切性【指摘】

「事業評価調書」において、事業の業績を評価する指標として、「支援対象企業新規選定数」を設けている。しかしながら、当該事業は、生産性向上による賃金水準の向上や企業価値の向上に資する取組を支援し、地域経済を牽引するリーディングカンパニーを創出することを目的としており、交付要件として、5年間で①労働生産性の伸び率が年率平均3.0%以上、②給与支給総額及び初任給の伸び率が年率平均2.0%以上等としており、採択企業の「労働生産性の伸び率」や「給与支給総額及び初任給の伸び率」を事業の業績評価の指標とすることが妥当と考える。（「ものづくり革新総合支援事業」参照）

【指標 I】

指標名	支援対象企業新規選定数（社）【業績指標】									
指標式	本事業による支援対象企業として新たに選定した企業の数に計上									
出典	地域産業振興課調べ									
把握時期	当該年度 3 月									
年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
目標a							3	3	3	3
実績b							3	3		
b / a							100.0%	100.0%		

③ 予算の執行状況について

「2. リーディングカンパニー創出支援事業」において、当初予算90,000千円に対し実際は49,524千円（執行率55.0%）となっている。この執行率が低くなっている理由について、地域産業振興課の担当者に確認したところ、補助対象企業の採択後の自社都合による事業量の減少（納品が間に合わない等）が主な理由であり、前年度からの確実なスケジュール調整や社内の意志決定等を徹底させたいとのことであった。

リーディングカンパニー創出支援事業 採択企業

採択年度	No	企業	補助金活用予定額 (千円)		主な補助金活用内容
R4	1	A社	合計	40,973	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家指導、研修 採用強化、就活イベント参加 ・ 人材育成研修（管理） ・ 展示会、商談会 ・ テレビCM、パンフレット作成 ・ DXのインフラ整備 ・ 機械装置導入
			初年度	12,510	
			第2年度	13,463	
			第3年度	15,000	
R4	2	B社	合計	31,913	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置導入 ・ ドローン研究開発、原材料購入、技術導入 ・ 展示会視察、出展 ・ 人材育成（技術） ・ インターンシップ推進
			初年度	10,284	
			第2年度	6,629	
			第3年度	15,000	
R4	3	C社	合計	45,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置導入 ・ 共同研究（産技センター） ・ 人材育成研修（管理） ・ ホームページ、採用広報 ・ バックオフィス業務効率化ソフト導入、研修
			初年度	15,000	
			第2年度	15,000	
			第3年度	15,000	
R5	4	D社	合計	33,156	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置導入 ・ 人材育成研修 ・ 看板設置 ・ ホームページ改修 ・ 貸金評価制度コンサル ・ 女性休養室整備 ・ ES調査
			初年度	3,156	
			第2年度	15,000	
			第3年度	15,000	
R5	5	E社	合計	31,763	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社製品に係る開発設計、技術導入、外注加工、認証登録 ・ 機械装置導入 ・ 人材育成研修 ・ 展示会出展、マーケティング ・ ホームページ改修等
			初年度	2,579	
			第2年度	14,184	
			第3年度	15,000	
R5	6	F社	合計	38,697	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケティング調査 ・ パンフレット ・ 人材育成研修（技術） ・ 機械装置導入 ・ ホームページ作成更新
			初年度	8,697	
			第2年度	15,000	
			第3年度	15,000	

※ 「補助金活用予定額」の金額のうち**太字ゴシック**は実績値

④ 補助事業のフォローアップ状況について《意見》

リーディングカンパニー創出支援事業について、実施要綱第17条（補助金の返還等）に、「（1）この要綱の規定に違反したとき。（2）補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。（3）交付決定の内容に違反したとき。（4）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。（5）災害、倒産その他知事がやむを得ないと認められる場合を除き、交付決定日以後、事業計画の期間中に、事業計画に基づく事業を廃止し、知事に廃止届を提出したとき。」は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができることになっているが、これは補助金の交付決定から実績報告・検査・額の確定に至るまでの原則単年度の期間を対象としたものになっている。

そして、実施要綱第20条（財産処分の制限）で、「補助事業者は、取得財産等のうち、取得価額が50万円以上のものを、知事に対して協議し、承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」ことになっているものの、毎年現物確認をしているわけではないので、勝手に処分されてもわからない状況となっている。当該事業の場合、補助率1/2の補助限度額が15,000千円/年×最長3年間=45,000千円と多額になっているため、耐用年数期間途中で処分売却することで多額な利益を得る可能性も考えられる。

そのため、耐用年数期間中は、定期的に現物確認する必要があると考える。

8. 企業競争力強化事業

(ア) 事業の概要

(単位：千円)

事業名	令和5年度予算	事業概要
企業競争力強化事業	<p style="text-align: right;">38,895</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <p style="text-align: center;">諸 19</p> <p style="text-align: center;">— 38,876</p> </div>	<p>県内企業の付加価値生産性を向上させ、競争力を強化するため、企業に対する相談事業や受発注のマッチング支援などの施策を実施するとともに、研究開発を加速化させるコーディネーターを配置する。</p> <p>1.企業相談事業 2,120 ワンストップ移動相談事業・専門家派遣事業により、県内企業が抱える課題を解決するための相談体制を整備し支援する。</p> <p>2.販路拡大支援事業 20,602 アドバイザーによる県内企業の受発注取引斡旋や商談会の開催などにより、県内企業と発注企業の取引マッチングを図る。</p> <p>3.事業化プロデュース事業 16,173 県内企業による新事業の萌芽から研究開発・製品開発に必要な技術や資金調達等に関する支援を行うため、研究開発コーディネーターを配置し、関係機関との連携を図りながら、事業化までの一連の企業活動を支援する。</p>

(イ) 事業費の推移

(単位：千円)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1.企業相談事業	予算a(当初)	2,120	2,120	2,120
	予算a'(2月補正後)	2,120	3,920	2,120
	実績b	1,947	2,830	2,086
	b/a	92%	133%	98%
	b/a'	92%	72%	98%
2.販路拡大支援事業	予算a(当初)	21,641	20,602	20,602
	予算a'(2月補正後)	21,641	20,602	20,602
	実績b	20,959	20,596	20,588
	b/a	97%	100%	100%
	b/a'	97%	100%	100%
3.事業化プロデュース事業	予算a(当初)	16,044	16,182	16,173
	予算a'(2月補正後)	15,305	14,582	15,633
	実績b	14,156	14,074	15,427
	b/a	88%	87%	95%
	b/a'	92%	97%	99%
合計	予算a(当初)	39,805	38,904	38,895
	予算a'(2月補正後)	39,066	39,104	38,355
	実績b	37,062	37,500	38,101
	b/a	93%	96%	98%
	b/a'	95%	96%	99%

(ウ) 監査手続

- 事業概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、地域産業振興課への質問・関連資料の閲覧により、当該「実施内容」、「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。

(エ) 監査結果

① 「実施内容」の適切性

当該事業の事業目的は、「事業概要」に記載のとおり、「県内企業の付加価値生産性を向上させ、競争力を強化するため、企業に対する相談事業や受発注のマッチング支援などの施策を実施するとともに、研究開発を加速化させる」こととしている。

この事業の実施内容として、以下の事業を実施しており、事業目的と整合性があると考えられる。

事業目的		事業内容
県内企業の付加価値生産性を向上させ、競争力を強化するため	企業に対する相談事業	1.企業相談事業 3.事業化プロデュース事業
	受発注のマッチング支援	2.販路拡大支援事業 3.事業化プロデュース事業
	研究開発の加速化支援	3.事業化プロデュース事業

② 「事業指標」の適切性

「事業評価調書」において、事業の業績を評価する指標として、「【指標Ⅰ】企業訪問及び来庁対応による技術等相談件数」及び「【指標Ⅱ】販路開拓アドバイザー等が発注情報等を得るために訪問した企業数」が設けられている。「1. 企業相談事業」、「2. 販路拡大支援事業」に対応する指標として「【指標Ⅱ】販路開拓アドバイザー等が発注情報等を得るために訪問した企業数」が対応しており、「3. 事業化プロデュース事業」に対応する指標として「【指標Ⅰ】企業訪問及び来庁対応による技術等相談件数」が対応しており、適切に指標は設けられていると考える。

【指標Ⅰ】

指標名	企業訪問及び来庁対応による技術等相談件数（件）【業績指標】									
指標式	研究開発コーディネーターが企業訪問等により相談・指導等を行った企業数									
出典	地域産業振興課調べ									
把握時期	翌年度4月									
年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標a					360	360	360	360	360	360
実績b					400	337	332	378		
b/a					111.1%	93.6%	92.2%	105.0%		

【指標Ⅱ】

指標名	訪問企業数（社）【業績指標】									
指標式	販路開拓アドバイザー等が発注情報等を得るために訪問した企業数									
出典	（公財）あきた企業活性化センターからの事業報告									
把握時期	翌年度4月									
年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標a					800	800	800	800	800	800
実績b					543	529	710	714		
b/a					67.9%	66.1%	88.8%	89.3%		

9. 中小企業支援機関活動補助事業

(ア) 事業の概要

(単位：千円)

事業名	令和5年度予算	事業概要
中小企業支援機関活動補助事業	197,539 [一 197,539]	中小企業等の経営課題の解決を支援するため、中小企業支援機関である（公財）あきた企業活性化センターの活動費を補助する。

(イ) 事業費の推移

(単位：千円)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
中小企業支援機関活動補助事業	予算a(当初)	194,761	198,573	197,539
	予算a'(2月補正後)	194,761	198,573	197,539
	実績b	194,760	198,572	197,538
	b/a	100%	100%	100%
	b/a'	100%	100%	100%

(ウ) 監査手続

- 事業概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、地域産業振興課への質問・関連資料の閲覧により、当該「実施内容」、「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。

(エ) 監査結果

① 「実施内容」の適切性

当該事業の事業目的は、「事業概要」に記載のとおり、「中小企業等の経営課題の解決を支援するため、中小企業支援機関である（公財）あきた企業活性化センターの活動費を補助する。」こととしている。

この事業の実施内容として、以下の事業を実施しており、事業目的と整合性があると考えられる。

事業目的	事業内容
中小企業等の経営課題の解決を支援するため、中小企業支援機関である（公財）あきた企業活性化センターの活動費を補助	中小企業支援機関活動補助事業

② 「事業指標」の適切性

「事業評価調書」において、事業の業績を評価する指標として、「【指標Ⅰ】相

談件数」及び「【指標Ⅱ】顧客満足度指数」を設けている。当該事業は、（公財）あきた企業活性化センターの活動費を補助する事業であり、「【指標Ⅰ】相談件数」や「【指標Ⅱ】顧客満足度指数」は、（公財）あきた企業活性化センターの活動を評価する指標として適切であると考ええる。

【指標Ⅰ】

指標名	相談件数（件）【業績指標】									
指標式	（公財）あきた企業活性化センターに対して行われた経営や知的財産等に関する相談件数									
出典	（公財）あきた企業活性化センター調べ									
把握時期	翌年度4月									
年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標a	5,500	5,500	6,200	6,200	6,200	6,200	7,400	7,400	7,400	7,400
実績b	7,398	8,095	7,402	7,120	8,389	9,732	11,351	10,430		
b / a	134.5%	147.2%	119.4%	114.8%	135.3%	157.0%	153.4%	140.9%		

【指標Ⅱ】

指標名	顧客満足度指数（－）【成果指標】									
指標式	（満足度×評価者数）の総和÷全評価者数（満足度の5段階評価を100（最高）/75/50/25/0で数値化）									
出典	（公財）あきた企業活性化センター アンケート調査結果									
把握時期	翌年度4月									
年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標a	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
実績b	82	81	80	83	80	78	83	83		
b / a	102.5%	101.3%	100.0%	103.8%	100.0%	97.5%	103.8%	103.8%		

IV. 施策の方向性 1 - 1 - 5 アジア等との貿易の促進

戦略1 産業・雇用戦略

目指す姿1 産業構造の変化に対応した県内産業の競争力の強化

施策の方向性5 アジア等との貿易の促進

1. 施策の全体像

(ア) 施策の方向性の背景

貿易・経済交流の分野では、国内外においてコロナ禍から社会経済活動が回復しつつあることから、引き続き成長が期待される環日本海地域や東南アジア諸国等への県内企業の海外展開を支援するとともに、当該国及び地域における関係機関・団体等との経済交流を推進する必要がある。また、本県の貿易取引の更なる拡大を図るため、日本海側における秋田港の物流拠点化を推進し、国際コンテナ定期航路の利便性向上に努めるとともに、産業基盤を支える物流ネットワークの課題解決に官民が協力して取り組む必要がある。

(イ) 新秋田元気創造プランとの関連

経済成長が進むアジア等をターゲットとした海外展開を支援するとともに、秋田港の物流拠点化を推進し、県内企業の貿易取引の拡大を図る。

【主な取組】

- ①海外展開の段階に応じた県内企業への支援
- ②県内企業の海外展開を下支えする貿易支援機関への支援
- ③経済交流協定等を締結している海外地方政府等との経済交流の推進
- ④秋田港を利用する新規荷主の開拓と継続荷主の利用拡大に向けた支援
- ④ 新規航路の開設と既存航路の維持・拡充に向けたポートセールスの推進

【新プランにおける指標】

<貿易支援機関等による海外展開支援件数>

(単位：件)

実績値			目標値			
2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
30	34	32	28	31	34	37

<東北管内における秋田港国際コンテナ貨物取扱量のシェア>

(単位：%)

実績値			目標値			
2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
20.2	19.4	19.0	19.5	20.0	20.5	21.0

2. 環日本海物流ネットワーク構築推進事業

(ア) 事業の概要

(単位：千円)

事業名	令和5年度予算	事業概要
環日本海物流ネットワーク構築推進事業	483,032 (国 453,320 諸 14 一 29,698)	<p>環日本海地域における秋田港の物流拠点化を推進するため、国際コンテナ定期航路の維持・拡充等に向けたポートセールスを行うほか、荷主奨励金制度の運用により、コンテナ貨物の利用拡大を図る。</p> <p>また、官民の関係者で組織する物流協議会において物流の課題解決に向けた情報・意見交換を行うほか、トラック運送事業者に対するエコタイヤ導入支援を通して、持続可能な物流の構築に向けた取組を推進する。</p> <p>1. 秋田港コンテナ航路新規開設・維持拡充推進事業 2,705</p> <p>(1)韓国航路維持拡充要請事業 航路の新規開設及び維持・拡充のため、就航船社等に対して要請活動を行う。</p> <p>(2)新規航路開設等促進事業 新規航路開設のため、船社代理店や自治体等に対して誘致活動を行う。</p> <p>(3)新規航路等開設促進支援事業（船社助成）補助金 令和2年度に国際コンテナ定期航路を開設した船社に対して入港経費の一部を助成する。</p> <p>2. 秋田港コンテナ貨物利用拡大支援事業 26,456</p> <p>(1)荷主定着化促進事業費負担金（荷主補助） 秋田港を利用して輸出入を行う事業者に対し、コンテナの取扱量等に応じて奨励金を交付する。</p> <p>【実施主体】秋田県環日本海交流推進協議会</p>

環日本海物流ネットワーク構築推進事業 (つづき)		<p>(負担金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ取扱量に応じた支援 ・新規荷主企業への陸送費支援 <p>(2)秋田港ポートセールス推進事業 秋田港を利用する新規荷主の発掘や継続荷主の利用拡大を図るため、県内外の企業に対してPR活動を行う。</p> <p>3. 物流連携推進事業 537 物流を考える協議会意識改革推進事業 官民一体で物流の課題解決を図るための協議会等を開催する。</p> <p>4. 県内貨物自動車運送事業者エコタイヤ導入支援事業 453,334 県内トラック運送事業者のエコタイヤ購入費用の一部に対して助成する。 ・対象者 県内に営業所を有するトラック運送事業者 ・対象タイヤ 転がり抵抗の低減により燃費向上に資するエコタイヤ ・補助額 車両区分に応じて1台当たり 20～65千円</p>
-----------------------------	--	---

(イ) 事業費の推移

(単位：千円)

事業内訳	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (予算)	R5年度 (実績)
秋田港コンテナ航路新規開設・維持拡大推進事業	1,297	1,583	2,705	(※1) 4,569
秋田港コンテナ貨物利用拡大支援事業	21,738	17,213	26,456	20,525
物流連携推進事業	142	211	537	321
燃料価格高騰に係るトラック運送事業者への緊急支援事業	— 事業なし	175,661	— 事業なし	— 事業なし
県内貨物自動車運送事業者エコタイヤ導入支援事業	— 事業なし	— 事業なし	453,334	(※2) 265,307
物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業	— 事業なし	— 事業なし	— 当初なし	92,072
合 計	23,177	194,668	483,032	382,794

上記の各事業の科目は、大部分が補助金・負担金である。

(※1) 補正額 +3,048千円

(※2) 補正額 △6,021千円 不用額 182,006千円

(ウ) 監査手続

- 事業の概要に記載の「事業目的」「実施内容」について、関係資料の閲覧および質問を実施し、当該事業に用いられている成果指標が、事業目的を達成するための指標として妥当なものであるかどうかを検討した。
- 事業費の当初予算と実績を比較し、補正で予算が大きく減額となった理由及び不用額が多額に発生した要因を検討した。
- 各事業の実施状況について、関係資料の閲覧およびヒアリングを実施し、事業が有効に実施されているかどうかについて検討した。

(エ) 監査結果

〈秋田港コンテナ貨物利用拡大支援事業〉

① 支出内容について

(単位：千円)

	予算額	実績額	不用額
荷主定着化促進事業費負担金	26,160	20,243	5,917
秋田港ポートセールス推進事業	296	282	14
合計	26,456	20,525	5,931

県が秋田県環日本海交流推進協議会に負担金を支払い、同協議会が荷主に対して奨励金を支払っている。奨励金は、「秋田港利用促進奨励金交付要綱（秋田港コンテナ貨物利用拡大支援事業）」に基づいて支払われている。荷主奨励金の支給実績を入手し、内容を検討したが特に問題はなかった。

② 指標について

当該事業の成果指標の達成状況は、次の通りである。

〈指標名：東北管内における秋田港国際コンテナ貨物取扱量のシェア〉

(単位：%)

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
目標				19.5	20.0	20.5	21.0
実績	20.2	19.4	19.0	20.2	18.9		
達成率				103.6	94.5		

(2023年度の実績が減少した理由)

秋田港のコンテナ取扱量は令和元年をピークとして減少しており、東北各地方港においても同様の傾向にあるが、令和5年度は東北全体の減少幅(▲18.0%)に対

して秋田港の減少幅（▲22.6%）が大きかったため、結果的にシェアが低下した。

コンテナ取扱量そのものを指標とすることもできるが、コンテナ取扱量は世界経済の影響を大きく受けて増減するため、他港と比較した秋田港の競争力を表す指標としてシェアを設定している。指標については、特に問題はない。

〈県内貨物自動車運送事業者エコタイヤ導入支援事業〉

① 事業費内訳

（単位：千円）

事業費内訳	予 算	実 績	差 額
補助金	438,500	256,540	181,960
委託料	10,000	7,013	2,987
報酬等（人件費）	3,720	1,720	2,000
その他	1,114	34	1,080
合 計	453,334	265,307	188,027

② 補助金について

当該事業の補助金は、県内貨物自動車運送事業者の全社（個人事業主を除く）を対象に、当初414社/8,500台で予算取りしていたが、実際に申請があったのは、258社/4,668台にとどまった。台数で54.9%、金額で58.5%の水準である。

不用額が多額に発生したことについて、県が挙げている理由は次の通りである。

- ・ タイヤ価格値上げの影響で、買い控えがあった。特に、小型車両（2t～3tトラック）において買い控えがあった。
- ・ トラック協会からはほとんどの事業者が毎年タイヤを買い換えると聞いていたが、夏タイヤと冬タイヤをローテーションし複数年使用する事業者もあり、当該年度に購入しない例も多かった。また、県内事業者の倒産による影響もあった。

補助金予算自体は国からのものであるが、予算の有効活用という観点からは、業界への詳細な調査を行うなど、事業者の実態を踏まえた予算措置とすべきであった。

③ 委託料について

委託料は、当該事業に関してトラック協会へ支払ったものである。トラック協会への事務委託については、令和5年4月1日に9,849,358円で契約が締結されたが、事務作業のため新たに雇用する職員を当初2名予定していたところ、実績では1名となったことによる人件費の減があり、令和5年10月1日付で7,012,978円に契約金額が変更された。トラック協会からは、「県内貨物自動車運送事業者エコタイヤ導入支援事業業務委託経費積算書（変更後）」が提示されている。

V. 施策の方向性 1 - 1 - 6 産業人材の確保・育成

戦略1 産業・雇用戦略

目指す姿1 産業構造の変化に対応した県内産業の競争力の強化

施策の方向性6 産業人材の確保・育成

1. 施策の全体像

(ア) 施策の方向性の背景

有効求人倍率は未だ高い水準を維持しており、建設や介護を中心として多くの業種で人手不足が続くなど、人材確保が喫緊の課題となっている。未来を支える人材の確保、人への投資等を部局横断で推進するため、各部局との施策・事業の調整や情報発信等を行うほか、学び直しや働きやすい職場環境づくりに向けた取組をはじめ、女性や若者、外国人、障害者等の多様な人材の雇用・就業機会の確保に向けて、総合的な支援を行う必要がある。また、各技術専門校や民間教育訓練機関による職業訓練により、若年者や離職者等の就業促進及び就職後の定着率向上を図るとともに、職業訓練法人等への助成により産業人材の育成を促進し、産業の振興と雇用の安定を図る必要がある。

人材確保・定着を推進するために、学び直し（リスキリング）機会の提供による労働者のキャリアアップを促進し、企業の人材投資に向けた取組を加速する。また、人材確保に向けた県内企業等の主体的な取組を促進するため、企業の採用力向上や働きやすい職場環境づくりを支援する。職業能力開発に関しては、職業訓練の受講促進に向けた環境整備を行い、労働移動を促進するとともに、職業訓練を通じて県内産業を支える人材の育成を推進していく。

(イ) 新秋田元気創造プランとの関連

柔軟な働き方の導入や在職者・離職者の学び直しへの支援を通じて、潜在的労働者や離職者等の就業を促進するとともに、県内労働力の質的向上を図り、県内企業の稼ぐ力を高めることを目指す。

【主な取組】

- ①多様な人材の就業に向けた柔軟な働き方の導入への支援と好事例の普及
- ②離職者等の就業に向けたキャリアコンサルティングや学び直しによる職種転換への支援
- ③職業訓練メニューの拡充やオンラインによる訓練実施など在职者の学び直しへの支援
- ④即戦力となるプロフェッショナル人材の獲得に向けた支援

【新プランにおける指標】

<キャリアコンサルティング利用者の就職率>

(単位：%)

実績値			目標値			
2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
55.2	58.8	54.3	64.0	66.0	68.0	70.0

<技術専門校における在職者訓練の受講者数>

(単位：人)

実績値			目標値			
2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
547	489	470	600	625	650	675

指標名	実績値		目標値			
	2019	2020	2022	2023	2024	2025
プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた人材マッチング成約件数(件)	43	55	55	58	61	63
キャリアコンサルティング利用者の就職率(%)	55.2	58.8	64.0	66.0	68.0	70.0
技術専門校における在職者訓練の受講者数(人)	547	489	600	625	650	675

(ウ) 監査の対象

当該施策の方向性に係る事業は以下のものから構成される。

事業	所管課	(千円)
プロフェッショナル人材活用普及促進事業	地域産業振興課	65,421
人材確保・定着推進事業	雇用労働政策課	108,775
職業能力開発支援事業	雇用労働政策課	612,842
合計		787,038

地域産業振興課所管の事業、雇用労働政策課所管の事業とも、金額的重要性が高いため、すべての事業について監査の対象とする。

2. プロフェッショナル人材活用普及促進事業

(ア) 事業の概要

(単位：千円)

事業名	令和5年度予算	事業概要
プロフェッショナル人材活用普及促進事業	65,421 — 65,421	<p>プロフェッショナル人材戦略拠点の設置・運営、民間人材紹介事業者を介したプロフェッショナル人材の雇用や副業・兼業人材の受入を支援し、県内企業の経営基盤強化を図る。</p> <p>1. プロフェッショナル人材戦略拠点設置事業 45,227 (公財)あきた企業活性化センター内にプロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、プロフェッショナル人材や副業・兼業人材と県内企業のマッチングを支援する。</p> <p>2. プロフェッショナル人材活用促進事業 3,000 プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、県内への移住を伴う県外の人材を雇用する際に県内企業が負担した人材紹介手数料の一部を助成する。 ・補助率 1/2 ・限度額 通常枠：500千円、DX人材枠：1,000千円 ・補助枠 通常枠：2件、DX人材枠：2件</p> <p>3. 副業・兼業人材活用促進事業 17,194 ①副業・兼業人材活用事業費補助金 9,000 プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、県外から副業・兼業人材を受け入れる際に県内企業が負担した人材紹介手数料と旅費の一部を助成する。 ・補助率 1/2 ・限度額 通常枠：150千円、DX人材枠：300千円 ・補助枠 通常枠：20件、DX人材枠：20件</p> <p>②副業・兼業人材活用普及啓発業務委託 8,194 民間人材紹介事業者とプロフェッショナル人材戦略拠点の連携により、県内企業向けセミナーを開催するほか、県外の副業・兼業人材に向けて情報発信を強化する。 ・委託先 (公財)あきた企業活性化センター</p>

(イ) 事業費の推移

(単位：千円)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1.プロフェッショナル人材戦略拠点設置事業	予算a(当初)	54,228	45,582	45,227
	予算a'(2月補正後)	45,369	49,019	44,589
	実績b	43,024	47,821	42,145
	b/a	79%	105%	93%
	b/a'	95%	98%	95%
2.プロフェッショナル人材活用促進事業	予算a(当初)	5,000	5,000	3,000
	予算a'(2月補正後)	5,000	5,000	3,000
	実績b	4,433	2,500	2,500
	b/a	89%	50%	83%
	b/a'	89%	50%	83%
3.副業・兼業人材活用促進事業 ①副業・兼業人材活用事業費補助金	予算a(当初)	0	0	9,000
	予算a'(2月補正後)	0	0	3,599
	実績b	0	0	1,836
	b/a			20%
	b/a'			51%
3.副業・兼業人材活用促進事業 ②副業・兼業人材活用普及啓発業務委託	予算a(当初)	0	0	8,194
	予算a'(2月補正後)	0	0	7,972
	実績b	0	0	7,812
	b/a			95%
	b/a'			98%
合計	予算a(当初)	59,228	50,582	65,421
	予算a'(2月補正後)	50,369	54,019	59,160
	実績b	47,457	50,321	54,293
	b/a	80%	99%	83%
	b/a'	94%	93%	92%

(ウ) 監査手続

- 事業概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、地域産業振興課への質問・関連資料の閲覧により、当該「実施内容」、「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 当該事業において、事業が適切に運用されているか、予算の執行率を確かめることにより検討した。

(エ) 監査結果

① 「実施内容」の適切性

当該事業の事業目的は、「事業概要」に記載のとおり、「プロフェッショナル人材戦略拠点の設置・運営、民間人材紹介事業者を介したプロフェッショナル人材の

雇用や副業・兼業人材の受入を支援し、県内企業の経営基盤強化を図る。」こととしている。

この事業の実施内容として、以下の事業を実施しており、事業目的と整合性があると考えられる。

事業目的	事業内容
プロフェッショナル人材戦略拠点の設置・運営	1. プロフェッショナル人材戦略拠点設置事業
民間人材紹介事業者を介したプロフェッショナル人材の雇用	2. プロフェッショナル人材活用促進事業
副業・兼業人材の受入を支援	3. 副業・兼業人材活用促進事業

② 「事業指標」の適切性【指摘】

「新秋田元気創造プラン」において、この事業を測定する「事業指標」として、「プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた人材マッチング成約件数」※を選定している。また、「事業評価調書」において、事業の業績を評価する指標として「【指標Ⅰ】経営者との相談件数」及び「【指標Ⅱ】副業・兼業を含む人材の成約（獲得）件数」※を設けている。

当該事業は、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を活用した事業であるため、プロフェッショナル人材戦略拠点における経営者との相談件数、プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた人材の成約（獲得）件数を事業の評価指標とすることは妥当であると考えられる。

※「新秋田元気創造プラン」の「プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた人材マッチング成約件数」と「事業評価調書」の「【指標Ⅱ】副業・兼業を含む人材の成約（獲得）件数」は、同じ内容のもの。

しかしながら、「プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた人材の成約（獲得）件数」の令和5年度における実績は目標58件に対し148件（達成率255.2%）となっており、令和6年度、令和7年度においても、目標件数が61件、63件と実績と比べて遙かに小さくなっており、目標件数を引上げる必要があると考える。

この点につき、地域産業振興課の担当者に確認したところ、以下の回答を得た。相談件数・成約件数とも、拠点のマネージャー・サブマネージャーが自ら企業訪問して掘り起こしを行った成果であり、また多くの業種で人手不足が顕著となっている県内企業の事情を反映したものと考えられる。特に、県内企業の副業・兼業人材に対するニーズは高い（成約実績としても全国上位（3位））。また、成約件数の目標値については、国と上方修正について協議した結果、令和5年度は65件、令和6年度は85件、令和7年度は85件に修正されたとのことである。